

新旧対照表

新	旧
医政発第 0612004 号 平成 15 年 6 月 12 日	医政発第 0612004 号 平成 15 年 6 月 12 日
(一部改正 平成17年 2 月 8 日) (一部改正 平成17年10月21日) (一部改正 平成18年 3 月22日) (一部改正 平成19年 3 月30日) (一部改正 平成20年 3 月26日) (一部改正 平成21年 5 月11日) (一部改正 平成22年 4 月14日) (一部改正 平成23年 3 月24日) (一部改正 平成24年 3 月29日) (一部改正 平成26年 3 月31日) (一部改正 平成27年 3 月31日) (一部改正 平成28年 3 月30日) (一部改正 平成28年 7 月 1 日) (一部改正 平成30年 7 月 3 日) (一部改正 平成31年 3 月29日) (一部改正 令和 2 年 3 月30日) (一部改正 令和 3 年 3 月31日) (一部改正 令和 4 年 3 月31日) (一部改正 令和 5 年 3 月31日) (一部改正 令和 6 年 1 月19日) (一部改正 令和 6 年 2 月 8 日) (一部改正 令和 6 年 3 月29日) (一部改正 令和 7 年 3 月31日) (一部改正 令和 7 年10月21日)	(一部改正 平成17年 2 月 8 日) (一部改正 平成17年10月21日) (一部改正 平成18年 3 月22日) (一部改正 平成19年 3 月30日) (一部改正 平成20年 3 月26日) (一部改正 平成21年 5 月11日) (一部改正 平成22年 4 月14日) (一部改正 平成23年 3 月24日) (一部改正 平成24年 3 月29日) (一部改正 平成26年 3 月31日) (一部改正 平成27年 3 月31日) (一部改正 平成28年 3 月30日) (一部改正 平成28年 7 月 1 日) (一部改正 平成30年 7 月 3 日) (一部改正 平成31年 3 月29日) (一部改正 令和 2 年 3 月30日) (一部改正 令和 3 年 3 月31日) (一部改正 令和 4 年 3 月31日) (一部改正 令和 5 年 3 月31日) (一部改正 令和 6 年 1 月19日) (一部改正 令和 6 年 2 月 8 日) (一部改正 令和 6 年 3 月29日) (一部改正 令和 7 年 3 月31日)

新	旧
各都道府県知事 殿 厚生労働省医政局長 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による医師法（昭和 23 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部改正により、インターン制度が廃止されて以来 36 年ぶりに抜本的な改革が行われることとなった。すなわち、診療に従事しようとする全ての医師は、臨床研修を受けなければならないこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格をかん養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることができるものとすることとされたところである。これを踏まえ、平成 14 年 12 月 11 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号。以下「臨床研修省令」という。）が公布・施行され、また、その後の検討を受けて、平成 15 年 6 月 12 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 105 号）が	各都道府県知事 殿 厚生労働省医政局長 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号。以下「改正法」という。）による医師法（昭和 23 年法律第 201 号。以下「法」という。）の一部改正により、インターン制度が廃止されて以来 36 年ぶりに抜本的な改革が行われることとなった。すなわち、診療に従事しようとする全ての医師は、臨床研修を受けなければならないこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格をかん養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることができるものとすることとされたところである。これを踏まえ、平成 14 年 12 月 11 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号。以下「臨床研修省令」という。）が公布・施行され、また、その後の検討を受けて、平成 15 年 6 月 12 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 105 号）が

新	旧
公布・施行され、臨床研修制度が定められたところである。さらに、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「平成 30 年改正法」という。）により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと、臨床研修病院の管理者等への報告徴収等の都道府県の監督規定が法定化されたこと等に伴い、平成 31 年 3 月 26 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 36 号）が公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行され、下記のとおり、新たな臨床研修制度が定められたところである。 臨床研修制度は、医師が、医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。ついては、貴職におかれても、臨床研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努められたい。 なお、従来は、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（以下「大学病院」という。）であれば、そのまま臨床研修病院と同様の取り扱いをされることとなっていたが、平成 30 年改正法による改正後の法においては、他の病院と同様に都道府県知事の指定を受けなければならないこととなった。臨床研修省令においては、指定に関し大学病院の特例に係る規定及び文言が削除され、当該指定を受けた大学病院は、他の病院と同様に臨床研修病院と規定された。当該改正に伴い、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」（平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728001 号）及び「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼につい	公布・施行され、臨床研修制度が定められたところである。さらに、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「平成 30 年改正法」という。）により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと、臨床研修病院の管理者等への報告徴収等の都道府県の監督規定が法定化されたこと等に伴い、平成 31 年 3 月 26 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 36 号）が公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行され、下記のとおり、新たな臨床研修制度が定められたところである。 臨床研修制度は、医師が、医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。ついては、貴職におかれても、臨床研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努められたい。なお、従来は、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（以下「大学病院」という。）であれば、そのまま臨床研修病院と同様の取り扱いをされることとなっていたが、平成 30 年改正法による改正後の法においては、他の病院と同様に都道府県知事の指定を受けなければならないこととなった。臨床研修省令においては、指定に関し大学病院の特例に係る規定及び文言が削除され、当該指定を受けた大学病院は、他の病院と同様に臨床研修病院と規定された。当該改正に伴い、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」（平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728001 号）及び「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」（平

新	旧
て」(平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728002 号)は廃止し、大学病院も他の病院と同様に本通知を適用することとしたので併せて通知する。 加えて、令和 6 年 2 月 8 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 26 号)が公布・施行され、法第 16 条の 2 第 1 項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するものの指定の基準等が定められた。当該改正に伴い、「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」(平成 23 年 8 月 9 日付け医政発 0809 第 4 号。令和 3 年 3 月 4 日最終改正。)は廃止し、本通知を適用することとしたので併せて通知する。	成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728002 号)は廃止し、大学病院も他の病院と同様に本通知を適用することとしたので併せて通知する。 加えて、令和 6 年 2 月 8 日に、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 26 号)が公布・施行され、法第 16 条の 2 第 1 項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するものの指定の基準等が定められた。当該改正に伴い、「外国の病院における臨床研修の一部を認定するための手続について」(平成 23 年 8 月 9 日付け医政発 0809 第 4 号。令和 3 年 3 月 4 日最終改正。)は廃止し、本通知を適用することとしたので併せて通知する。
第 1 臨床研修省令の趣旨 (略)	第 1 臨床研修省令の趣旨 (略)
第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準(法第 16 条の 2 第 1 項に規定する都道府県知事の指定する病院)	第 2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準(法第 16 条の 2 第 1 項に規定する都道府県知事の指定する病院)
1～4 (略)	1～4 (略)
5 臨床研修病院の指定の基準 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準 (略) ア 臨床研修省令第 2 条に規定する臨床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有していること。 (ア)～(キ) (略) (ク) 過去直近 <u>5</u> 年間の研修医の採用実績が平均 <u>20</u> 人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院(本院に限る。)は、次の手続を行うことを条件に、基礎医学に意欲がある医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム(以下「基礎研究医プログラム」という。)を設けることができること。	5 臨床研修病院の指定の基準 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準 (略) ア 臨床研修省令第 2 条に規定する臨床研修の基本理念にのっとった研修プログラムを有していること。 (ア)～(キ) (略) (ク) 過去直近 <u>3</u> 年間の研修医の採用実績が平均 <u>25</u> 人以上の基幹型臨床研修病院である大学病院(本院に限る。)は、次の手続を行うことを条件に、基礎医学に意欲がある医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム(以下「基礎研究医プログラム」という。)を設けることができること。

新	旧
(ケ) (略) イ～ニ (略) (2)～(4) (略) 6～26 (略)	(ケ) (略) イ～ニ (略) (2)～(4) (略) 6～26 (略)
第3 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第16条の2第1項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの） 1 外国臨床研修病院の指定 (1) (略) (2) 外国臨床研修病院の指定の基準 厚生労働大臣は、(1)の書類の提出があった場合において、当該提出に係る外国の病院が次に掲げる基準に適合していると認める場合に、当該外国の病院で臨床研修を受けた医師ごとに外国臨床研修病院の指定を行うこと。各基準の運用に当たっては、特に記載のない限り、第2の例によるものであること。また、ア及びクに掲げる事項については、当該提出に係る受入病院の状況を併せて考慮するものとする。 ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。 我が国における<u>医療制度や</u>地域の特性に即した医療等について理解・<u>順応</u>し、実践することが重要であることから、日本国内の<u>受入病院等において</u>4週以上の<u>地域医療の研修を含む24週以上の</u>研修を行うこと。 イ～ケ (略) 2～8 (略)	第3 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第16条の2第1項に規定する外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの） 1 外国臨床研修病院の指定 (1) (略) (2) 外国臨床研修病院の指定の基準 厚生労働大臣は、(1)の書類の提出があった場合において、当該提出に係る外国の病院が次に掲げる基準に適合していると認める場合に、当該外国の病院で臨床研修を受けた医師ごとに外国臨床研修病院の指定を行うこと。各基準の運用に当たっては、特に記載のない限り、第2の例によるものであること。また、ア及びクに掲げる事項については、当該提出に係る受入病院の状況を併せて考慮するものとする。 ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。 <u>地域医療については、</u>我が国における地域の特性に即した医療について理解し、実践することが重要であることから、日本国内で4週以上の研修を行うこと。 イ～ケ (略) 2～8 (略)

新	旧
第4 施行期日等 (1)～(7) (略) <u>(8) 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について（令和7年10月21日付け医政発1021第3号厚生労働省医政局長通知）による本通知の第3の1（2）（外国臨床研修病院の指定の基準）の改正は、令和10年4月1日から施行する。</u>	第4 施行期日等 (1)～(7) (略) <u>(新設)</u>
第5 当面の取扱い 1・2 (略) 3 広域連携型プログラムについて (1) (略) (2) 医師多数県については、広域連携型プログラムを活用したより良い臨床研修の実施を図る観点から、<u>当面の間は、</u>前述の第2の23(2)に定める<u>当該年度の募集定員上限の5%以上が前年度の募集定員上限の5%を上回る場合、前年度の募集定員上限の5%以上を配分することも</u>可能とする。ただし、募集定員上限の5%から実際に配分した募集定員上限の5%に満たない数を減じた数については、他の研修プログラムの募集定員に充てることはできないこととする。	第5 当面の取扱い 1・2 (略) 3 広域連携型プログラムについて (1) (略) (2) 医師多数県については、広域連携型プログラムを活用したより良い臨床研修の実施を図る観点から、<u>令和8年度から開始される広域連携型プログラムに限り、</u>前述の第2の23(2)に定める募集定員上限の5%<u>に満たない配分も</u>可能とする。ただし、募集定員上限の5%から実際に配分した募集定員上限の5%に満たない数を減じた数については、他の研修プログラムの募集定員に充てることはできないこととする。
第6 留意事項 (略)	第6 留意事項 (略)
第7 国、都道府県、病院の管理者の連携協力等 (略)	第7 国、都道府県、病院の管理者の連携協力等 (略)
第8 改正履歴 1. (略) 2. 改正 平成17年 2月 8日	第8 改正履歴 1. (略) 2. 改正 平成17年 2月 8日

新	旧
平成 17 年 10 月 21 日	平成 17 年 10 月 21 日
平成 18 年 3 月 22 日	平成 18 年 3 月 22 日
平成 19 年 3 月 30 日	平成 19 年 3 月 30 日
平成 20 年 3 月 26 日	平成 20 年 3 月 26 日
平成 21 年 5 月 11 日	平成 21 年 5 月 11 日
平成 22 年 4 月 14 日	平成 22 年 4 月 14 日
平成 23 年 3 月 24 日	平成 23 年 3 月 24 日
平成 24 年 3 月 29 日	平成 24 年 3 月 29 日
平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日
平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 3 月 31 日
平成 28 年 3 月 30 日	平成 28 年 3 月 30 日
平成 28 年 7 月 1 日	平成 28 年 7 月 1 日
平成 30 年 7 月 3 日	平成 30 年 7 月 3 日
平成 31 年 3 月 29 日	平成 31 年 3 月 29 日
令和 2 年 3 月 30 日	令和 2 年 3 月 30 日
令和 3 年 3 月 31 日	令和 3 年 3 月 31 日
令和 4 年 3 月 31 日	令和 4 年 3 月 31 日
令和 5 年 3 月 31 日	令和 5 年 3 月 31 日
令和 6 年 1 月 19 日	令和 6 年 1 月 19 日
令和 6 年 2 月 8 日	令和 6 年 2 月 8 日
令和 6 年 3 月 29 日	令和 6 年 3 月 29 日
令和 7 年 3 月 31 日	令和 7 年 3 月 31 日
<u>令和 7 年 10 月 21 日</u>	